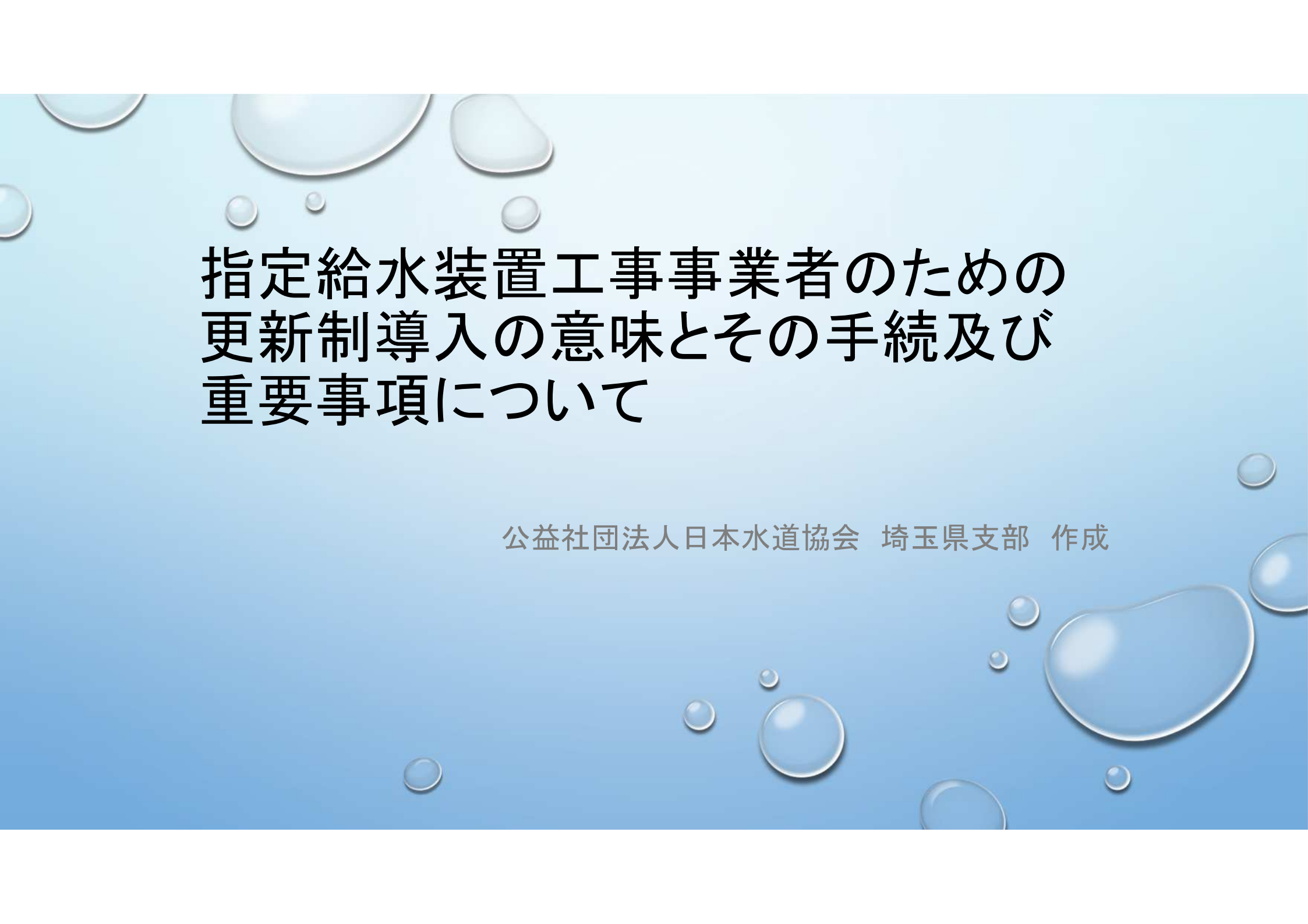


The background is a light blue gradient with several realistic water droplets of various sizes scattered across it. The droplets have highlights and shadows, giving them a three-dimensional appearance.

指定給水装置工事事業者のための 更新制導入の意味とその手続及び 重要事項について

公益社団法人日本水道協会 埼玉県支部 作成

目次

- 指定給水装置工事事業者制度について
- 指定給水装置工事事業者制度導入の結果
- 更新制導入に至る背景
- 更新制の導入（令和元年10月1日付、水道法改正の趣旨）
- 改正の概要（大意）
- 更新時に確認することが望ましい事項
- 詐欺罪に問われ刑事事件になった事例

指定給水装置工事事業者制度について

- 平成8年の水道法改正により、それ以前のいわゆる「公認業者制度」から「指定給水装置工事事業者制度」に切り替わった。

変わらなかった点

- 給水装置工事をするには、各水道事業体の「指定」(以前は公認)をもらうこと
- お客様(市民の方や依頼者)目線での給水装置工事事業者に対する概念⇒言い換えれば期待度

変わった点

- 新規参入が容易になった⇒競争の時代⇒指定を取得する目的の多様化
- 事業者からの技術等の指導や教育の減少⇒法律の趣旨に則り、事業者自身が機会を創出する

※ 水道法施行規則第36条第1項第4号「給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。」

指定給水装置工事事業者制度導入の結果

- 指定給水装置工事事業者数の大幅な拡大と目的の多様化
- 公認業者制度下では、何より事業体の給水区域に事業拠点があることが必須→規制緩和
- 水道事業体の指導を受けながら、地域の工事とお客様の修繕依頼に敏速に対応する事業者



- 給水区域外でも、「指定」が取れる⇒将来のため、念のため「指定」を取る
- 自社・グループ会社の給水器具・給湯器具の販売拡張のため
- 自社や特定物件の給水・給湯設備のメンテナンスのため

更新制導入に至る背景

- 事業者側と主に地域の漏水修繕を依頼する利用者側とのギャップの発生
- 事業者側の思惑➡「指定」を取って各地で仕事をして、社業の発展を目指す
- 利用者側の困惑➡数が多すぎて、分からない⇒いい業者さんはどれ？



- **全国的な苦情の発生** (消費生活センター扱いになることも)

更新制の導入

令和元年10月1日付、水道法改正の趣旨

指定給水装置工事事業者制度は、平成8年の水道法改正により導入され、広く門戸が開かれたことにより、その指定の数が大幅に増えた。一方、現行制度では、指定給水装置工事事業者の指定についてのみ定められているが、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、水道事業者による所在確認が取れない指定給水装置工事事業者の存在等、実態との乖離が生じていたほか、無届工事や不良工事が発生していた。このため、指定給水装置工事事業者制度の改善を図り、指定給水装置工事事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の更新制を導入することとした。⇒簡単に言い換えると……

改正の概要(大意)

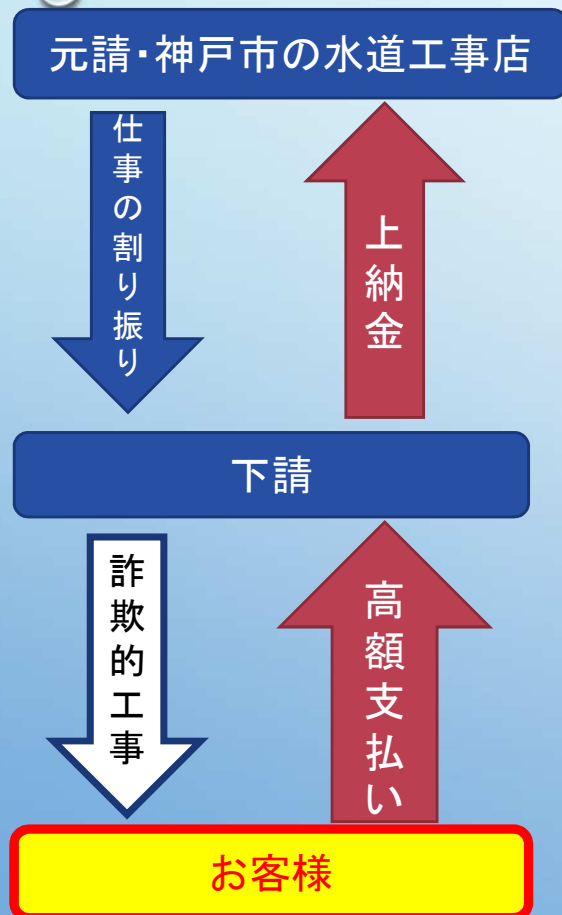
- 5年間を期限とする更新制導入(水道法第16条の2第1項)
- 指定給水装置工事事業者から更新申請があり、有効期限満了の日までに申請に対する決定がされない場合は、満了後であっても決定されるまでの間は効力を有する
- 指定の更新が決定された場合は、従前の有効期限満了日の翌日から起算する
- 指定の申請とその基準は指定の更新について準用する(水道法第25条の2及び3)

更新時に確認することが望ましい事項

- 指定給水装置事業者の講習会の受講実績
- 指定給水装置工事事業者の業務内容
- 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- お客様への指定給水装置工事事業者に関する情報提供等の水道事業者の役割

詐欺罪に問われ刑事事件になった事例

「参考：2021年5月13日 読売新聞」



手口

- ・排水管用薬剤を使用したふりをして水増し請求
- ・蛇口の部品交換→全体交換して高額請求
- ・コンクリートを壊し、排水管に穴をあけ高額工事化

兵庫県たつの市の女性(36才)トイレ修繕を装い30万円だまし取り2月に逮捕された下請の一人(24才)が
神戸地裁姫路支部で5月21日

懲役1年6月執行猶予3年の有罪判決

総額1,690万円の集団損害賠償請求(民事訴訟)

悪質水道工事被害対策姫路弁護士コメント

- ・悪質業者はマグネット広告やインターネット広告で集客している。
- ・自治体が公表している「指定工事店」に相談するよう呼びかけを行う。

更新書類の書き方と注意点
(全国共通なので覚えてください)



• 次の研修資料で、御説明します